

申請により私立中学校の 授業料の負担が 軽減されます！



私立中学校の授業料に対する助成として
所得に関わらず **年額10万円** を
受給できるようになります



**助成を受けるためには、
毎年度必ず申請が必要です。**

助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した授業料額が上限となります。
なお、授業料が全額免除されている場合などは助成を受けられません。

- 令和6年1月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。
- 申請手続等の詳細については、4月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。